

水俣市「燃料油等価格高騰対策補助金」に関するQ & A

水俣市経済観光課経済振興室 令和4年9月30日

1 制度について

Q1：事業所（店舗等）を複数所有しており、水俣市内にも有する場合は対象となりますか。

A1：水俣市内の事業所が本店であるか、事業活動の中心として、全事業を統括する事業所である場合は対象となります。

Q2：水俣市内に複数の事業所（店舗等）がありますが、それぞれ申請できますか。

A2：申請は、1事業者につき、1回限りです。

事業所を複数所有している事業者については、それぞれの燃料購入数量を合算して申請してください。

Q3：対象となる業種と対象外の業種を複数営んでいるが、その場合は対象となりますか。

A3：日本標準産業分類の規定から、産業は主要な経済活動により決定します。主要な経済活動とは、生産される財、取り扱われる商品の販売額、提供されるサービスからの収入額等、またはそれらの活動に要した従業員数等を用いることとし、産業はこれらの中で最も大きな割合を占める活動によって決定されます。この基準に準拠し、主要な経済活動が対象となる業種である場合、対象となります。

※上記基準を満たすことがわかる書類を追加で提出していただき、ヒアリング等により内容を確認のうえ適否を判断します。

Q4：医療法人、一般財団法人、一般社団法人等は対象ですか。

A4：対象となります。

2 補助対象経費について

Q1：補助対象とする期間について、「任意の2か月」は連続している必要がありますか。

A1：連続している必要はありません。4月～9月の間で2か月を選択してください。

Q2：請求書に記載の燃料使用期間が「3月25日～4月25日」のように、月をまたいでいる場合は、どのように算出すればよいですか。

A2：3月は補助対象期間外のため、日割り計算を行い、6日分（3月25日～3月31日）を除外して算出します。その際、4月26日～4月30日に購入した燃料の数量が確認できる場合は、これに加えて算出して差し支えありません。なお、申請時には、計算方法がわかるように申請書類に追記をお願いします。

**Q 3 : 請求書に記載の燃料使用期間が「4月25日～5月25日」のように、
月をまたいでいる場合は、5月分の燃料購入数量として申請してかまわないですか。**

A 3 : かまいません。4月は補助対象期間内であるため問題ありませんが、3月や10月の燃料購入数量が包含されている場合は、除外していただく必要があります。

3 申請等について

Q 1 : 申請書等の関係様式はどこで入手できますか。

A 1 : 市役所のホームページからダウンロードいただける他、市役所経済観光課窓口でも配布しています。

Q 2 : 領収書で燃料購入数量が確認できません。

A 2 : その場合は「請求書の写し+通帳の支払い額記載欄を含んだコピー」等、「補助対象期間における燃料油等購入数量」と「支払ったことが確認できる書類」を添付してください。

Q 3 : 領収書の総額に補助対象経費や購入数量が包含されており、対象の購入数量が確認できません。

A 3 : 一括した領収書の写しとともに、内訳等を示していただき、その書類の余白等に「日付・事業所名・代表者名・“上記のとおりで相違ありません”等の文言」を代表者の自署または記名押印により記載してください。